## 補助金の額(イメージ図)

- (1)原則、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。
  - (a) 補助対象経費の2/3
  - (b) { ① 倒壊すれば前面道路等を閉塞するもの…60万円 ② 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼすもの…30万円

除却工事費			
※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く			
補助対象経費			
(a)補助対象経費の 2/3	補助対象経費の 1/3		
補助金 ((b)上限60or30万円)	自己負担額		

- (2) 長屋の場合、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

  - (a) 補助対象経費の4/5 (b) { ① 倒壊すれば前面道路等を閉塞するもの…80万円 ② 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼすもの…80万円

除却工事費		
※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く		
補助対象経費		
(a)補助対象経費の 4/5	補助対象経費の 1/5	
補助金 ((b)上限80万円)	自己負担額	

- (3) ただし、上記(1)(2)の(b)①に該当するもののうち、特定空家等相当であり、周辺への影響が極めて大きく緊急性が高いものであって、申請者が低収入である場合は、補助金の額は次の(a) または(b)のいずれか少ない額となります。
  - (a) 補助対象経費の4/5
  - (b) 120万円
  - ※ 市の特定空家等認定基準において、認定レベルIV相当のものが対象となります。
  - ※ 低収入とは、対象者の世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下である場合などをいいます(鳴門市営住宅条例第6条第1項第3号に規定する要件を満たすもの)。

除却工事費		
※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く		
補助対象経費		
(a)補助対象経費の 4/5	補助対象経費の 1/5	
補助金 ((b)上限120万円)	自己負担額	